

# 現在の類型指定の状況及び生活環境の保全に関する環境基準（河川）

## 1. 現在の指定の状況

区分	河川水域名	範囲	現在の類型	
			BOD等	水生生物の保全
淀川水域	淀川下流(1)	宇治川合流点から長柄堰まで	B/A	生物B-I
	淀川下流(2)	長柄堰より下流	C-I	生物B-I
	船橋川	全域	B/A	生物B-I
	徳川	全域	B/A	生物B-I
	楠尾川	全域	B-I	生物B-I
	天野川	奈良県界より下流	B/A	生物B-I
	芥川(1)	京都府界から塚脇橋まで	A/A-I	生物A-I
	芥川(2)	塚脇橋より下流	A-I	生物B-I
	水無瀬川	全域	A-I	生物A-I
	神崎川	安威川、猪名川を除く神崎川	B/O	生物B-I
神崎川水域	天竺川	全域	B-I	生物B-I
	安威川上流	茨木市取水口より上流	A-I	生物A-I
	安威川下流(1)-(2)	茨木市取水口から大正川合流点まで	A-I	生物B-I
	安威川下流(3)	大正川合流点より下流	B/O	生物B-I
	佐保川及び茨木川	全域	A-I	生物B-I
	大正川	全域	A-I	生物B-I
	勝尾寺川	全域	A/O	生物B-I
	猪名川上流	箕面川合流点より上流	A-I	生物B-I
	猪名川下流(2)	深川分岐点から深川合流点まで	D-I	生物B-I
	箕面川(1)	箕面市取水口より上流	A/A-I	生物A-I
	箕面川(2)	箕面市取水口から兵庫県界まで	A-I	生物B-I
	余野川	全域	A-I	生物A-I
	千里川	全域	A-I	生物B-I
	田尻川	兵庫県界より上流	A-I	生物A-I
	一庫・大路次川	京都府界から兵庫県界まで	A-I	生物A-I
	山辺川	全域	A-I	生物A-I
	響屋川水域	響屋川(1)	住道大橋より上流	B-I
響屋川(2)		住道大橋より下流	D/O	-
恩智川		全域	C/O	生物B/O
古川		全域	D/O	-
第二響屋川		全域	D-I	-
大阪市内河川	平野川分水路	全域	D-I	-
	平野川	全域	D-I	-
	大川	大川全域及び城北川全域	B-I	生物B-I
	堂島川	全域	B-I	生物B-I
	土佐堀川	全域	C-I	生物B-I
	通頓堀川	全域	B-I	生物B-I
	正通寺川	全域	B-I	生物B-I
	六軒家川	全域	B-I	生物B-I
	安治川	全域	B-I	生物B-I
	尻無川	全域	B-I	生物B-I
大和川水域	木津川	全域	B-I	生物B-I
	木津川運河	全域	B-I	生物B-I
	住吉川	全域	B/O	生物B-I
	東横堀川	全域	B-I	生物B-I
	石川	全域	B-I	生物B-I
	千早川	全域	A-I	生物B-I
	天見川	全域	A-I	生物B-I
	石見川	全域	A/A-I	生物A-I
	飛鳥川	全域	C/O	生物B-I
	梅川	全域	A-I	生物B-I
泉州諸河川水域	佐備川	全域	B-I	生物B-I
	大和川中流	桜井市初瀬取水口から浅香山まで	C/A	生物B-I
	大和川下流	浅香山から下流	D/A	生物B-I
	東山川	全域	C/O	生物B/O
	西山川(1)	狭山池流出端より上流	B/O	生物B/O
	西山川(2)	狭山池流出端より下流	D/O	-
	石津川	全域	D-I	-
	和田川	全域	C/O	生物B-I
	大津川上流	泉大津市高津取水口より上流	B/O	生物B-I
	大津川下流	泉大津市高津取水口より下流	C-I	生物B-I
泉州諸河川水域	牛滝川	全域	B/O	生物B-I
	松尾川	全域	B/A	生物B-I
	橋尾川	全域	B-I	生物B-I
	父免川	全域	A-I	生物B-I
	香木川	全域	D-I	-
	津田川	全域	E-I	-
	近木川上流	相合川合流点より上流	B-I	生物B-I
	近木川下流	相合川合流点より下流	D-I	-
	見出川	全域	E-I	-
	佐野川	全域	E-I	-
	樽井川上流	現田橋より上流	B-I	生物B-I
	樽井川下流	現田橋より下流	E-I	-
	男重川	全域	A-I	生物B/O
	金瓶寺川	全域	A-I	生物B-I
	菟取川	全域	A-I	生物B-I
	山中川	全域	A-I	生物B-I
	番川	全域	A-I	生物B-I
大川	全域	A-I	生物B-I	
東川	全域	A-I	生物B-I	
西川	全域	A-I	生物B-I	



注1：網掛けは国が類型指定を行う水域を示す。  
 注2：「-」は類型指定がされていないことを表す。  
 注3：表中のI、O及びVは達成期間を示し、その分類は次のとおり。  
 I：直ちに達成  
 O：5年以内に可及的速やかに達成  
 V：5年を超える期間で可及的速やかに達成

## 2. 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

### ●生活環境項目（5項目）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	-

(評価方法)  
 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90%水質値とする。  
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする。  
 3 水道1級を利用目的とする地点（自然環境保全を利用目的とする地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。  
 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。  
 5 大腸菌数に用いる単位は、CFU（コロニー形成単位(Colony Forming Unit)）/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。  
 6 類型指定された水域におけるBODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(注)  
 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧酸素性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧酸素性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用水  
 水産3級：コイ、フナ等、β-中風水性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

### ●水生生物の保全に関する項目（3項目）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A、又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(評価方法) 基準値は、年間平均値とする。